

～令和8年度 放任果樹伐採事業～

# 放任果樹の伐採を行います

クマが市街地に出没する要因の一つに、放任果樹(柿、栗、クルミなど)が挙げられます。クマによる人身被害を未然に防ぎ、出没を抑制するため、「放任果樹伐採事業」を実施します。

## 事業対象

- ①放任果樹であること  
→適正な管理が相当期間行われず、所有者による速やかな管理や伐採が困難な果樹
- ②クマの出没が多数確認されている地域に存在する果樹  
→「にいがたクマ出沒マップ」等を参考に、目撃・通報が多い箇所を優先
- ③クマを誘引する恐れが高く、緊急的に除去する必要がある果樹

### <注意事項>

- ※出荷用として栽培していた果樹は対象外
- ※毎年果実を採取する、食用のため管理しているなどのものは対象外



- ◎所有者の同意に基づき、対象の放任果樹を伐採します。  
ただし、伐採した木や残った果実の処分は行いません。(原則所有者対応)
- ◎所有者同意のもと市が直接伐採を行いますので、所有者の費用負担はありません。

## 申込から伐採までの流れ

### ①希望申込相談

下記申込先まで電話  
または窓口にてご相談ください。

### ②申込手続き

①でお渡しする届出書類を作成し、農林課へ提出してください。

### ③伐採実施可否連絡

申込期間終了後、届出書類をもとに伐採実施可否をご連絡します。  
**必要に応じて現場確認を行いますので、立ち会いをお願いします。**



実施決定した場合

### ④伐採日の調整連絡

市または伐採事業者から所有者へ連絡し、伐採日を調整します。

### ⑤伐採(終了)

調整した伐採日に伐採を行います。**立ち会いをお願いします。**



## 申込方法

- ◎申込期間 令和8年7月10日(金)～8月14日(金)まで  
※先着順ではありません。  
※予算に限りがあるため、申込数によっては実施できない場合もあります。
- ◎届出書類 ①放任果樹伐採事業の依頼兼同意書  
②伐採希望果樹の位置図及び状況が分かる全体の写真  
※届出書類は希望申込相談受付後にお渡します。
- ◎申込・問合せ先 十日町市役所産業観光部 農林課林業振興係  
TEL 025-757-9917